

令和元年
10月1日
から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを (0歳から2歳までの住民税非課税世帯) 利用する子どもの利用料が無償化されます

幼稚園、保育園、認定こども園などを 利用する子ども

■ 3歳～5歳までの全ての子ども利用料が無償化 されます

- 幼稚園は、月額上限 2.57 万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園は、入園時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 利用料以外は保護者負担です。
※年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつなど)の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、無償化になるための認定や償還払いなどの手続きが必要です。詳細は後日お知らせします。

■ 0歳～2歳までの子どもは、住民税非課税世帯を 対象に利用料が無償化されます

- 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳～2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は問いません。

■ 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、 企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に 無償化の対象です

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

■ 就学前の障害児通所支援を利用する子どもにも、 3歳～5歳までの利用料が無償化されます

幼稚園の預かり保育を 利用する子ども

■ 無償化の対象になるためには、羽曳野市から「保 育の必要性の認定」を受ける必要があります

(注) 原則、通っている幼稚園を経由しての申請です。就労などの要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。

■ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月 額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無 償化されます。

認可外保育施設などを 利用する子ども

■ 無償化の対象になるためには、羽曳野市から「保 育の必要性の認定」を受ける必要があります

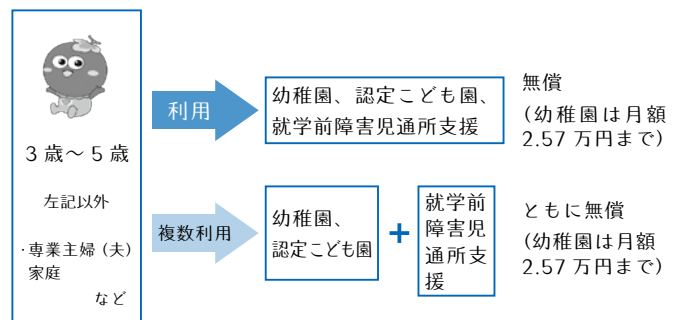
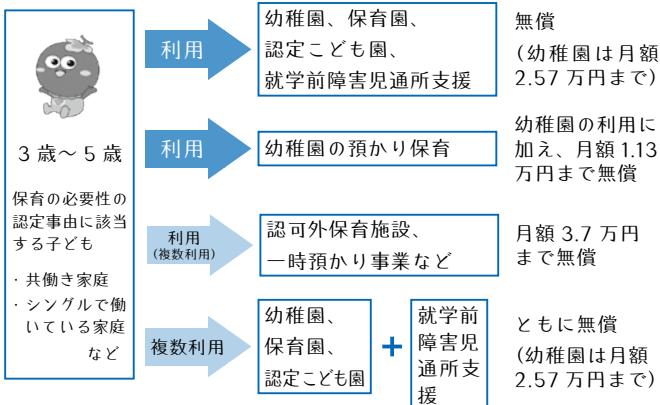
(注) 保育園、認定こども園などを利用できていない方が対象です。
(注) 就労などの要件(認可保育園の利用と同等の要件)があるので、市役所こども課までお問い合わせください。

■ 3歳～5歳までの子どもは月額 3.7 万円まで、0 歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます

■ 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保 育事業、ファミリー・サポート・センター事業を 対象とします

(注) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

(注) 無償化の対象になる認可外保育施設は、都道府県などに届出を行い、国が定める基準を満たしている必要があります。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。



詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】 [幼稚園・保育園などに関すること]・・・こども課 ☎ 072-947-3835 (直通)
[障害児通所支援に関すること]・・・障害福祉課 ☎ 072-947-3823 (直通)